

## 日本発達障害支援システム学会役員選出細則

2003年1月1日

日本発達障害支援システム学会理事会

日本発達障害支援システム学会役員の選出については、会則第12条に基づき、以下の手続きで行うことを申し合わせる。

- (1) 正会員は、正会員中より次期理事として適格と思われる者を、5名推薦する。

投票はEメール及び郵送による。

選挙のある年8月末日 投票受付期限(必着)

同9月末日 結果を集計

選挙権及び被選挙権については選挙実施時に正会員である者が有することとする。

- (2) 理事会は、上記の投票結果にもとづき、選出された者を次期理事候補者として推薦する。

この推薦を受けて会長が次期理事として委嘱する。

会長は、この他に理事会の推薦を得て、研究領域及び地域などに偏りのないよう配慮するなどして理事を委嘱する。

- (3) 理事会は、上記の推薦結果に基づき、次期理事を10名前後選出し、会長がこれを委嘱する。

- (4) 次期理事会は、次期の理事中より、次期会長及び副会長として適格と思われる者をそれぞれ1名選出し、会長がこれを委嘱する。

- (5) 次期会長は、次期理事会の承認を経て次期事務局長を指名する。また、次期理事会の推薦により、次期監事を委嘱する。

- (6) 上記(1)の投票・推薦結果の集計のために、選挙管理委員会を設置する。

この委員会は正副会長及び常任理事3名(うち1名は事務局長)及び監事をもって構成するものとする。

- (7) 上記(1)の日程については、年度によって若干の変更がある。